

[案]
契約書(単価契約)

品名	単価	仕様等
ガソリン(レギュラー)	円/ℓ (消費税及び地方消費税を含む)	JIS・K2202-2号
軽油	円/ℓ (消費税、地方消費税及び軽油引取税を含む)	JIS・K2204-2号
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
納入場所	受注者の所管するガソリンスタンド	
支払方法等	第8条のとおり 振込先は別紙のとおり	
契約保証金	円	
その他の契約事項	別紙契約条項のとおり	
特記事項		
管轄裁判所	広島地方裁判所	

上記内容のとおり、発注者と受注者は、物品の購入について、契約するものとし、本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
一般財団法人広島市都市整備公社
理事長 油野裕和

受注者

連絡先 TEL
FAX
Eメール
アドレス

[振込先]

1. 登録済みの振込先

2. 以下に記載の振込先

金融機関名		店舗名						
預金種別	普通・別段	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

(総 則)

第1条 受注者は、契約書記載の物品を契約書に定めるもののほか、関係する法令を遵守し、発注者に納入しなければならない。

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、本公社契約規程第29条に基づき納めさせるものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(契約単価)

第4条 契約期間中の単価の変更は、一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが毎月23日を基準日として、この基準日以前に公表した最新の一般小売価格給油所ガソリン・軽油週次調査価格の広島県における店頭価格（以下「センター価格」という。）を基準として、当月のセンター価格と前月のセンター価格の間に価格差が生じた場合（以下「基準価格の変動」という。）には、当月の契約単価に、基準価格の変動に応じて生じた当該価格差に相当する額を加算し、又は減算した金額をもって翌月の契約単価とする。

契約単価が変更された月以後の月において、その前月のセンター価格を基準として、当月のセンター価格との間に基準価格の変動が生ずることになった場合も、また、同様とする。

2 発注者は、前項の規定により価格を変更する場合、受注者に事前にその旨通知しなければならない。

(物品の納入等)

第5条 発注者は、受注者に対して物品の納入を指示する。

2 受注者は、車両1台ごとに、給油カードを作成し、物品の納入に当たっては、受注者は発注者の職員に給油量の確認を受け、納品書を発行しなければならない。

(検 査)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の立会いのもとに納入物品から必要量を採取し、その規格を試験に付することができるものとし、これに要する諸経費は受注者の負担とする。

2 受注者は、前項の検査に合格しないものがあるときは、直ちに仕様等に適合するものと取り替え発注者の再検査を受けなければならない。

(契約解除)

第7条 物品の価格に著しい変動があったとき、又は発注者が必要と認めるときは、発注者・受注者協議の上この契約を解除することができる。

2 発注者は、受注者がこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるときは、催告をしないで、直ちに契約を解除することができる。

3 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができないものとする。

(代金の請求及び支払)

第8条 受注者は、納入した物品の代金の支払を、所定の手続に従って発注者に請求するものとする。

この場合において、レギュラーガソリン又は軽油の代金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を品目ごとに切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(契約締結に要する費用負担)

第9条 この契約に要する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者・受注者協議して決定するものとする。